

米国カリフォルニア州から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

令和3年10月8日

今般、米国カリフォルニア州において低病原性鳥インフルエンザ（H7 亜型）の発生が確認されたことから、同州から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

生きた家きん：カリフォルニア州全域

家きん肉等：カリフォルニア州の発生場所から半径 10km 以内の区域

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかもの鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品（「米国から日本向けに輸出される加熱処理された液卵製品に関する家畜衛生条件」（令和元年8月5日付け元動検第419号））に基づいて処理された加熱処理液卵を除く。）

ただし、令和3年9月8日以前にカリフォルニア州においてと殺又は採卵された（1）及び（2）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（令和3年9月8日までに加工、梱包まで終了していることが必要）を米国政府が証明しているものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、令和3年9月8日以前にカリフォルニア州において生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送され

たものであることを米国政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き、消毒の対象とする必要があるので留意されたい。